

飲食店（自動車）の営業許可申請について

① 飲食店（自動車）の営業の種類と取り扱い可能食品の例

営業の種類	提供できる食品	取り扱い可能食品例	必要な洗浄設備の数
簡易な営業 400	既製品、又は下処理済の食材を焼く、揚げるその他簡易な調理工程（ 1工程のみ ）で調理した食品。	既製品のポテトフライを油で揚げ提供 削氷、アイスクリームの小分け 殺菌液状ミックスを使用したソフトクリーム 既製品の飲み物をコップにそそいで提供 インスタントコーヒーをドリップして提供	・手洗い器 ・器具洗浄槽
要しない営業 800	簡易な調理を 2工程まで の簡易な調理工程で調理した食品。 （洗浄済みの食材を使用し、揚げる、挟む、盛り付ける等の簡易な2工程までの調理）	洗浄済みの既製品の果物等をかき氷や小分けにしたアイスクリーム等にトッピング。 カット済みの食材を既製品の生地のにのせ、焼いて提供するピザ ソーセージをゆで、パンにサンドして提供するホットドッグ。 コーヒー豆をひき、ドリップして提供。	・手洗い器 ・器具洗浄槽
要する営業 2000	大量の水を要する 複数の工程 からなる調理。 （食材の洗浄、カット、加熱調理等の複数の工程からなる調理を行い提供。）	果物を洗浄・カットして、かき氷や小分けにしたアイスクリーム等にトッピングして提供 果物を洗浄・カットして、クレープをやき、果物等をトッピングして提供 野菜を洗浄・カット、ハンバーグとバンズを焼いて、焼いたバンズに野菜やハンバーグをあわせて提供するハンバーガー 米を炊き、カレーを作って提供するカレーライス	生肉を使用しない場合 ・手洗い器 ・器具洗浄槽 ・原材料処理槽
			生肉を使用する場合 ・手洗い器 ・器具洗浄槽 ・原材料処理槽 ・器具消毒槽※ ※（他シンクとの兼用可）

② 自動車営業許可申請の必要書類

- ・食品営業許可申請書 1部
- ・車内設備の配置図（平面図） 1部
- ・申請手数料（沖縄県収入証紙） 16,000円

③ 自動車営業許可申請時の確認書類

- ・車両登録証 原本提示又はコピー提出
- ・登記事項証明書原本（法人に限る） 提示
- ・食品衛生責任者の資格を証する書類 提示

④ 申請場所

- ・主たる設置場所を所管する保健所

⑤ 運営管理についての注意点

- ・営業の許可を受けた月及び当該月以後3月ごとに、次の3月の施設の設置場所を出店予定届により営業許可を受けた保健所に報告すること。
- ・HACCPに沿った衛生管理を行うこと。

北部保健所 生活環境班 食品衛生担当
TEL 0980-52-2636 FAX 0980-53-2505

飲食店(自動車)施設基準チェック票

* 基本事項のみ記載しています。詳細については保健所にお問い合わせください。

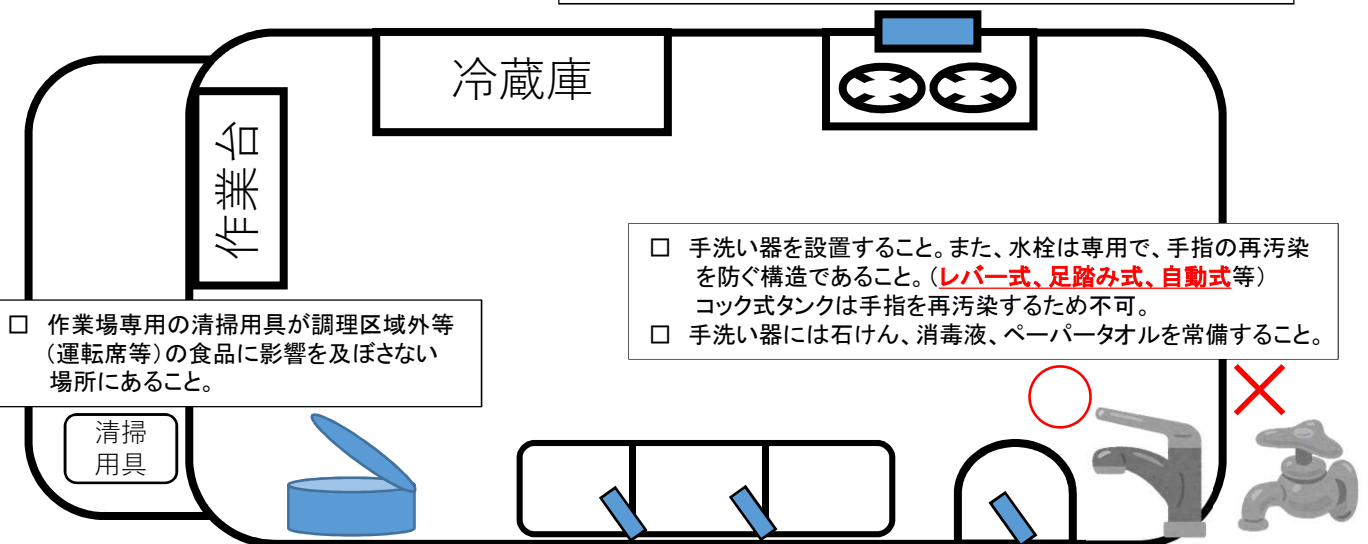
- ☐ 施設は必要な設備、取り扱う食品等の量に応じた十分な広さがあること。
- ☐ 運転席と食品を扱う場所は清掃しやすい素材(例: **アクリル板**、**ビニールカーテン**等)を用いて区画すること。
- ☐ 床面、内壁は清掃しやすい構造であること(水拭きできる素材。絨毯タイプのフロアマット不可)
- ☐ 窓、販売口には**網戸**等を設置し、そ族昆虫の侵入を防止できる設備を設けること。
- ☐ 作業等を十分に行うための明るさを確保できる**照明設備**を設けること。

- ☐ 清掃作業の内容を掲示すること。
- ☐ 洗浄剤・殺菌剤は食品と区分して保管。

- ☐ 食品の保存温度を満たした保管ができる設備(冷蔵庫、クーラーボックス等)を設け、温度計を設置すること。
クーラーボックスに設置する温度計は隔測式が望ましい。
- ☐ 食品は適切な保管庫(出しっぱなし不可)に保管。

- ☐ 営業形態に応じた貯水設備および汚水の貯留設備を設置すること。
- ☐ 汚水貯留容器はふた付きであること。

- ☐ 加熱調理上部は、十分な能力のある**換気扇**を設けること。



- ☐ 作業場専用の清掃用具が調理区域外等(運転席等)の食品に影響を及ぼさない場所にあること。

- ☐ 手洗い器を設置すること。また、水栓は専用で、手指の再汚染を防ぐ構造であること。**(レバー式、足踏み式、自動式等)**
コック式タンクは手指を再汚染するため不可。
- ☐ 手洗い器には石けん、消毒液、ペーパータオルを常備すること。

- ☐ ゴミ箱は汚水・汚臭が漏れない構造であること。
(蓋付き・耐水のゴミ箱等)

- ☐ 用途・衛生管理計画に合わせたシンクを設置すること。
例: 原則すべての施設 ⇒ **器具洗浄槽**を設置
原材料を使用する施設 ⇒ **原材料処理槽**を設置
生肉を使用する場合 ⇒ **器具消毒槽**を設置

その他

- ☐ 簡易な営業、比較的大量の水を要しない営業はつかいすて容器を使用すること。
- ☐ **HACCP**に沿った衛生管理をおこなうこと。
- ☐ 食品衛生責任者を定めること。